

令和 5 年度第 4 回鈴鹿市子ども・子育て会議
鈴鹿市子ども条例（仮称）検討部会

開催日時	令和 6 年 2 月 19 日(月) 13 : 30 ～ 15 : 09
場所	鈴鹿市役所 12 階 1202 会議室
出席委員	上田 ゆかり、南 小百合、近藤 真奈美、古市 博信、西岡 めぐみ、田城 朋子、中村 明里、鈴木 康仁、山本 衛、吉崎 美穂 (計 10 名)
事務局等	子ども政策部長（坂本）、子ども政策部次長（長尾）、子ども政策課長（長尾）、子ども政策課総務 GL（松井）、子ども政策課総務 G（尾崎）、子ども政策課子ども福祉 GL（柳井谷）、子ども家庭支援課長（白木）、子ども家庭支援課家庭支援 GL（小久保）、子ども家庭支援課発達支援 GL（西出）、子ども家庭支援課教育相談 GL（金子）、人権政策課長（谷本）、教育指導課研究 GL（植村）教育支援課子ども支援 GL（山中）
傍聴者	0 人
資料	(1)事項書 (2)資料 1・2・3・4・5 (3)委員名簿
備考	

事務局	1 開会 ・事務局挨拶（司会進行） ・委員の出席状況（出席者 10 名）
事務局 (総務 GL)	それでは定刻が参りましたので、ただいまから第 4 回鈴鹿市子ども・子育て会議鈴鹿市子ども条例（仮称）検討部会を開催いたします。本日はお忙しい中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。開会の進行務めます子ども政策課の松井と申します。よろしくお願いいたします。まず初めに、本日の会議時間につきまして、概ね 2 時間程度を目安とさせていただきますので会議の進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。なお、本日は、鈴鹿私立保育連盟会長の真昌委員、鈴鹿私立幼稚園協会会長の服部委員から、欠席の旨、御連絡をいただいております。また、傍聴希望者につきましては現在おりません。それでは、お手元の事項書に沿って進めさせていただきます。ま

	ずは、開会にあたりまして、子ども政策部長より挨拶申し上げます。
坂本部長	皆さん、こんにちは。子ども政策部長の坂本でございます。本日は、お忙しい中、「第４回 鈴鹿市子ども・子育て会議 子ども条例検討部会」に御出席いただきまして、ありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、平素から、本市の子ども施策に、御理解と御協力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。さて、本検討部会でございますが、前回、少しお話をさせていただきましたように、当初の予定として３月の子ども条例骨子案に関するパブリックコメントに向け、協議を進めさせていただいておりましたが、委員の皆様からも、これまでに、子どもや子育て家庭を取り巻く現状把握の必要性や、スケジュールがタイトであるという御意見も頂戴しており、また、市議会からは、子ども条例について、「有識者をはじめ、市民、子ども等の多様な意見をしっかり取り入れ、鈴鹿市の実情に即した条例を策定すること」という提言をいただいております。本市の実情にあった条例の制定という部分では、事務局としても、また、検討部会としても、目指すべきところであると認識しており、引き続き、アンケートや意見聴取等を含め、子どもを取り巻く現状把握にしっかりと時間をかけて重点的に行ってまいりたいと考えております。つきましては、本日の議事の中でも説明をさせていただきますが、当初の予定でありました、子ども条例の施行日でございますが、令和６年１２月１日施行という予定を見直し、令和７年４月１日施行に変更をさせていただきたいと考えております。それに伴いまして、パブリックコメントの実施につきましても、３月の予定が、７月８月の予定に変更となり、今後は、そのスケジュール感で骨子案の作成に取り組んでまいりますことから、皆様方におかれましては、今回のスケジュールも見直しについて、御理解いただきまして、引き続きの御協力をよろしくお願い申し上げます。さて、本日の検討部会でございますが、子ども向けアンケートの集計がまとまりましたので、その内容を御確認いただき、また、前回の検討部会で頂戴した児童虐待を含めた本市の現状がわかる資料提供という部分につきまして、後ほど、説明をさせていただき皆様と共有をさせていただくよう考えております。委員の皆様におかれましては、前回の検討内容と少し重複する部分もございますが、新たに共有させていただく資料を踏まえまして、改めて、お感じになられた内容や本市の条例に盛り込んでいきたい言葉等についてそれぞれのお立場からたくさんの御発言をしていただき、それらを条例の骨子案作成の参考にさせていただきたいと考えております。最後

	になりますが、皆様方には、前回同様、積極的な御議論をお願いし、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い致します。
事務局 (総務 GL)	(資料確認) それでは、ここからの議事進行は上田部会長にお願いしたいと思います。お願いいたします。
上田部会長	皆様こんにちは。それでは、これから議事を進めさせていただきます。事項書 2 の条例制定に向けた検討事項につきまして事務局から説明をお願いします。
事務局 (総務 GL)	それでは、条例の制定に向けた検討事項につきまして、本日配付させていただきました資料を基に報告等を含めて説明させていただきます。まず資料 1 をご覧ください。検討部会の進め方の案についてですが、検討部会の開催スケジュールとしては、本日は第 4 回ということで、前回に引き続き、条例制定に向けた検討事項について、皆様から御意見等を伺って参りたいと考えております。そして、前回及び今回いただいた意見等を基に、この後は事務局の方で条例骨子案の策定に入っていく予定でございます。アンケートにつきましては、高校生、一般の方向けの Web アンケート調査について、今週から開始を予定しており、3 月の上旬までを目途に実施する予定です。内容につきましては、前回皆様からいただいた御意見を参考に、高校生向けについては、中学生と同内容で、一般の方向けにつきましては、第三期子ども子育て支援事業計画作成にかかるアンケート調査で実施したものと同内容で作成しております。続いてヒアリングにつきまして、児童生徒を対象とした意見聴取に関しては、今後教育委員会事務局との連携を図りながら、実施していきたいと考えております。また、高校生を対象とした意見聴取に関しても引き続きその実施方法について検討を続けて参ります。子ども支援関連団体などへのヒアリングにつきましてですが、記載の通り、2 月 28 日に意見交換会という形で実施することとなりました。先ほど、資料の確認の際、当日配付資料として市 Web サイトに掲載しています募集告知ページをご覧いただきましたが、私ども行政の立場からは気づきにくい、子どもたちを取り巻く環境や現状・課題について日頃から支援活動を行っておられる、それぞれの団体の立場からの御意見をいただきまして、条例制定に向けた検討に生かして参りたいと考えております。 続いて資料 2 をご覧ください。制定スケジュールの見直しについて

です。冒頭の挨拶において部長から申し上げましたように、かねてより、委員の皆様からも御意見をいただいております。議会からも、当初示したスケジュールに捉われずに、しっかりと幅広い意見を取り入れながら進めるよう、提言をいただいております。事務局としても、この後の骨子案の作成に向けて、まだまだ皆様からの御意見を伺う必要があると感じております。施行期日については、当初予定していた12月1日から、令和7年4月1日に変更することといたしました。本日の検討部会も、当初はパブリックコメントに向けて、条例骨子案の概要についてお示しをして、これに係る議事での開催を考えておりましたが、今回、施行期日を変更したことにより、条例骨子案の策定に入ります前に、再度、委員の皆様の御意見を頂戴できる機会をいただけたものと捉え、当初の基準を変更し、本日は開催させていただいております。今後は、令和7年4月の施行を目指して、まずは条例骨子案の作成に取りかからなくてはなりません、当検討部会につきましても、今後の進捗状況に応じて引き続きの開催をお願いしたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、資料3です。子ども向けアンケートの集計結果をご覧ください、委員の皆様からの率直な御意見をいただき、骨子案策定の参考にさせていただきたいと考えております。集計データを表で表しただけですので、グラフ等がなくビジュアル的に見づらくて申し訳ございません。まずは、概要についてですが、回答期間を1月15日から2月2日までとして各学校の先生方の、多大なる御協力のもと、1万1282人の児童生徒から回答をいただきました。中学校3年生は任意調査としておりましたが、419名から回答をいただいております。こちらをじっくり見ていただくとかなりの時間が掛かってしまいますが、1ページずつめくって見ていただきたいと思います。まず1ページ目で、小学校1年生から3年生までに実施したアンケートで質問1①あなたは何年生ですかという質問から始まりますが、質問2では、「あなたはじぶんのことが好きですか」ということでこのような回答になっています。人数の下に、各学年の回答割合も示しております。少し見づらいですが、少し太文字になっているところが一番多い部分の回答ということで数字を表しております。続いて2ページ目、質問3「あなたはうちのひとやまわりのおとなからたいせつにされているとおもいますか」質問4「うちのひとやまわりのおとなは、あなたのはなしをよくきいてくれますか」どちらの質問もいつもおもう、いつもきいてくれるという回答が多くなっております。次に質問

	5「あなたは、いま、じぶんの好きなこと（あそんだり、べんきょうしたり、のんびりしたりなど）をすることができる、じゆうなじかんがあるとおもいますか」の回答は、すごくおもうという回答が多くなっております。質問6「あなたは、じぶんのきもちやいいたいことをいえますか」は、ご覧の回答になっています。質問7「あなたは、いまこまっていることはありますか」というところで、全体通してみるとこまっていることはないという回答が多くありますが、中にはやはりそれぞれ回答をいただいております。ページをめくっていただいて質問8「あなたは、こまっているときに、だれにきいてもらいますか」ということで、ともだちやがっこうのせんせいやおかあさんやおとうさんという回答が大半です。質問9こちらは小学1年生から小学3年生の質問は最後になります。「あなたが、たいせつだとおもうことをえらんでください」という質問に対して、様々な回答割合になってきますが、例えば「わるぐちをいわれたり、なかまはずれにされたりしないこと」という回答が大半を占めております。そして、めくっていただいて小学4年生から中学3年生に実施したアンケートになります。先ほど申し上げましたが、中学3年生につきましては、任意調査としておりますが419名の方が回答いただいております。問2のところで、「子どもの権利」という言葉を知っているかの質問に対しては、小学4年生は「全く知らない」という回答が多かったですが、小学5年生以降は「知っている」という回答率が最も高くなっています。問3「子どもの権利には、次のようなものがあります。あなた自身が特に大切だと思うことを次の中から選んでください」ということで、「差別されないこと」や、「ご飯や着るものや寝るところがあって安心して暮らせること」、「将来の夢に向かってやりたいことができること」というのが、上位3つの選択肢の回答となっております。問4「あなた自身やあなたの周りで、守られていないことがあると思う子どもの権利を選んでください」というところでは、「差別されないこと」、「悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしないこと」「特になし」この3つが回答割合として非常に多くなっています。続いて問5「あなたは、自分のことが好きですか？」というところですが、学年が上がるにつれて「そう思う」よりは「まあそう思う」という回答割合が多く占めております。問6「あなたは、自分の親など、周りの大人から大切にされていると思いますか」というところでは、「そう思う」という回答率が多くなっています。問7「大人はあなたの話をよく聞いてくれますか」こちらも同様「そう思う」という回答が多くなってい
--	---

	ます。問 8「あなたは、自分の好きなこと（遊んだり、勉強したり、のんびりしたりなど）をすることができる、自由な時間はありますか」こちら回答割合が「そう思う」という回答が多くありました。問 9「あなたは、自分の気持ちや言いたいことを言えますか」こちら「そう思う」「まあそう思う」という回答率が多くを占めています。問 10「あなたは、困っているときに相談できる人はいますか」につきましては、「いる」という回答が多いですが、「いない」という回答率も 10%程度という結果になっています。問 11「あなたは、困っているときだれに相談しますか」ということで、こちら「友だち」「学校の先生」「母親や父親」と小学校低学年と同じ回答となっております。問 12「今、困っていること、悩んでいること、つらいと感じることはありますか」ということは、結果として「特になし」が一番高くなっておりませんが、「勉強や進路のこと」が次に高い回答率になっています。最後、問 13「あなたは、どんなところなら相談しやすいですか」という質問で結果としては、「聞いたことを秘密にしてくれるところ」「たくさん話を聞いてくれるところ」「いつでも相談できるところ」というのが、上位の回答内容となっております。資料 3 につきましては、この後皆様の御意見をいただきたいと思います。一旦ここで、資料の説明を終わらせていただき、次の資料へ移らせていただきます。 次に資料 4 をご覧ください。こちらは前回の検討部会におきましても、子どもを取り巻く課題などに対して、行政が把握しているデータがあれば教えて欲しいといった御意見がありましたので、それを受けて作成したものになります。内容としましては、児童虐待の相談対応件数や鈴鹿市の相談実績、こちらの数字を掲載しております。御覧いただきますと、令和 2 年から令和 4 年ですが、各児童相談所の相談対応件数を記載しております。本日、専門委員として鈴鹿児童相談所所長の山本委員様いらっしゃいますので、この資料を受けて、何か補足というか、この数字以外で何か補足的な御説明等があればいただければと思います。
山本委員	虐待の 4 種別として、心理的虐待、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待があります。構成比として一番多いのが心理的虐待、次に身体的虐待、ネグレクト、性的虐待の順となります。鈴鹿児童相談所に対応している虐待 4 種別についても、他の児童相談所と同じ構成比となっており、特に特徴的なところはございません。県下同じような形で取り組んでおります。私の方からは以上です。

事務局 (総務 GL)	ありがとうございました。資料 4 につきましても、説明は以上とさせていただきますと思います。以上が本日の配付資料の説明となります。本日の検討部会も前回と同様、条例を制定するにあたって、鈴鹿市が大事にしていきたいテーマや、条例に盛り込みたい内容、目指していきたい方向性など様々な検討事項がございますので、皆様の御意見をお聞かせいただきたいと思います。ただ、前回との違いは子ども向けアンケートの集計結果や児童虐待に関するデータ等がございますので、これらの資料からのお気づきの点を踏まえ、この後の議論をよろしくお願いいたします。
上田部会長	御説明ありがとうございました。先ほど事務局からも御説明をいただいております。前回と同様に今後鈴鹿市が大事にしていきたいテーマや条例に盛り込みたい内容につきまして、目指したい方向性など皆様から御意見をいただきたいと思いますと考えております。資料 1 資料 2 について、今回スケジュールの見直しを行い、ゆっくり考えることが出来る時間をとったことについて何か御意見や御質問はよろしいでしょうか。無いようですので、それでは、アンケートについてはこれまでの調査を含めまして、鈴鹿市の子ども条例にどのような内容を盛り込んでいくのかの御意見をいただきたいと思います。私から質問させていただいてよろしいでしょうか。自己肯定感についてのアンケートは色々なところで取られていると思いますが、睡眠との兼ね合いとかでのアンケートが厚生労働省から出てたりとかっていうのがあったので、先ほども少し見ていました。そのあたり鈴鹿市のアンケートで、子どもたちが自分のことを、あなたは自分のことが好きですかっていう辺りについての、小さい学年の子たちは「すごくすき」とかそれから「すこしすき」とかいうのが多いのは確かに多いですが、年齢とともにそれは発達段階としてもそうなのかなと思いますですが、この辺りの何か比較できるような全国調査的なものは他に何かないかなと思い、自分でも探してみましたが、いかがでしょうか。
事務局 (子ども政策課長)	現時点では何もない状況であります。これから、分析等を行う予定なのでその中で調べておきます。
上田部会長	三重県の教育大綱が 10 月に出されていて、自己肯定感についても取り上げていたので、三重県が公表されているデータもあるかと思うしますので、すぐに提示できず申し訳ないですが、この数字が高いのか平均的なのか低いのか、子ども条例を策定するに辺り大事なのかと思

	います。
古市委員	アンケートの結果として、思ったことがあります。資料3の小学校4年生から中学生の方を対象としたアンケートですが、「言葉だけを知っている」「全く知らない」という子どもの権利ですが、見ていくと小学4年生は67%で、それ以外だと中学3年生まで50%くらいです。この50%っていうのは、言葉だけ知っている、全く知らないっていう部分で、これは事務局の方としては多い、少ないどちらというふうに思っていますでしょうか。多いということであれば、学校教育の中でも周知して中身について学習していく場面が必要ではないかと思います。私も子ども教室をしていますので、小学校低学年はなんでも家のことも洗いざらい話してくれるのでわりと隠し事がないですが、中学生くらいになると話す内容として、友達が多くなっています。それは当然のことながら同じ目線で気持ちが理解できる共有できる部分から子ども同士が相談することが多いのも見えてはきますが、ただ男女ではどういようにとらえているのかなと思います。内容によっては男子と女子ではやっぱりこの傾向が変わってくるのではないかと思います。特に女の子は、親にも学校でも、比較的話してくれますが、女性は友達がメインであり他の方に相談するっていうのは、少ないのではないかなと推測をするので、男女でというのはあまり意識せず考えていいものなかなと思いました。
上田部会長	ありがとうございました。男女比を一度見ておいたほうがいいのかという御意見でした。それから、権利についても知っている割合が出ていますが多いのか、少ないのか御意見頂きました。
近藤委員	先ほど、上田先生がおっしゃられたように、私たちの研修の中でも、子どもたちの自己肯定感をどう上げていくかっていうのがすごい課題になっています。1・2年生は自分のことが大好きだから、本当に何か、何でも話してくれるけれども、だんだん大きくなるにつれて、この子たちの思いを受けとめて、どのように返していくのか。例えば外国籍の子ですけれどもここにも外国籍の子は言葉が通じないとか、アンケートの中にありましたが、外国籍の方たちが、自分の思いをしっかりと友達に伝えられていない。そういう中で、自分は駄目なんじゃないかっていう思いをしている子もいましたが、やっぱり励ますことによって、自分の思いをしっかりと伝えられて、一緒に、見てあげるから、頑張っていってねという、言うことが出来たことで、嫌な思いをしたことを、やっぱり下の方にもちゃんと伝えてくれるところもあ

	るので、子ども同士が育っていく部分もあると思います。自己肯定感というところでは、鈴鹿市の状況としてはどうなのか私も知りたいと思いました。多分、小学校 1 年生は何でも話すし、自分のことが大好きなので自分が 1 番と思っている子がたくさんいて、高学年になるにつれて出てくるので、権利として条例の中に盛り込んでいけたらいいのかなと感じました。また、外国籍の子たちの在り方というのも、箕田も今ペルーの子とブラジルの子、それからインドネシアの方がいます。子どもたちはそれぞれいいですが、親御さんたちが、言葉がわからないので相談できる場所がないので、親御さんが相談できる場を作っていないと子どもたちの育ちに影響していくのではないかとすごく感じました。
上田部会長	親御さんたちも相談できるような場所を作っていくというような辺りのことも内容として、子どもも相談できる場所に合わせてということですね。その他、御質問等はいかがでしょうか。中村委員お願いします。
中村委員	回答数や選択肢の回答割合は記載されていますが、全体の児童数に対しての回答率は出ているのでしょうか。
事務局側 (教育指導課 研究 GL)	令和 5 年 5 月現在の児童生徒数を母数として、大まかに計算いたしました。改めて精査が必要ですが、お答えいたします。小学校 1 年生は 81.8%・小学校 2 年生が 89.1%・小学校 3 年生が 82.7%・小学校 4 年生が 90.6%・小学校 5 年生が 86.5%・小学校 6 年生が 69.0%・中学校 1 年生が 81.6%・中学校 2 年生が 85.8%・中学校 3 年生は任意ですが 22.9%です。今計算しましたので、訂正があるかもしれませんが、現時点ではこのような回答率となっています。
中村委員	小学 6 年生だけ、70%を切っているのはなぜですか。
事務局側 (教育指導課 研究 GL)	普段、教育委員会事務局が、何らかのアンケートを実施した際には学校毎にリマインドをかけて行いますが、回答率 70%程度が平均としての回収率となります。今回 6 年生が若干低いですが、ほかの学年については予想よりも多く回答いただけたなと言うのが結果に対する感想です。
田城委員	アンケートの「子どもの権利について知っていますか」という設問ですが、4 年生以上に聞いているところで 50%~60%の子どもたちが知っていると考えていると思います。学校のことはよくわからないのですが、授業の中で、子どもの権利についても扱っていると思いますが、どんな感じの内容なのか、よかったら教えていただきたいです。

鈴木委員	以前もお伝えしたと思いますが、大体 4 年生 5 年生くらいから勉強に入ってくる人が多いですが、6 年生も勉強していると思います。
田城委員	4 年生以上は授業で扱うという感じですか。
鈴木委員	道徳の教科書に記述が出てきますが、どの教材を使ってどのような形で行うかというのは各中学校区や各学校の人権教育カリキュラムや人権教育推進計画などによって位置づけられていたりしますので、色々あるかと思います。
古市委員	アンケートの「子どもの権利について知っていますか」という設問ですが、6 年生で「知っている」と選択している割合が 58.5%です。鈴木委員が今も言われたように、人権学習で中学校区で集まったりする人権学習も入ってきますので、多分このあたりの意識の違いというか、学習の成果がこの数字だと私は思っています。
南委員	知っているっていう言葉の意味によってなのかなと私は思って聞いています。知っているっていうのをしっかり理解していると捉えた人は、知らないと思っています。そこそこ、知っているだけで知っていると思える人にとっては知っているなのかなって思います。なぜそう思うかというと、資料 3 問 2。「ごはんや着るものや寝るところがあって、安心して暮らせること」の大切だと思うことの回答率がすごく高いです。これは、学校で学ぶ際に、このような内容を習うから、そこが頭に残っているのだと思います。普段自分には何も思っていなかったことなのに、それが権利と思う機会になるので、記憶に残ると思います。授業としてはしっかりあるからそれが残っているの、残っていると思う反面、例えば悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしないことっていうことが、守られていないっていうことで、結構な割合で上がってきたり、差別のことが上がってきたりしています。ですので、人権っていうものとして、言葉の意味自体は何となく教えてもらって、もちろんそれは最初に教えていただかないとわからないところでもあるから、理解して覚えているところなんだけど、自分の生活の中に落とし込めるかっていうところまでは行けてないから、こういうことが起こっているのかなと思います。
上田部会長	子どもの権利や人権を守るために教育をさらに大切にしていこうということでしょうか。他の子どもの権利であるとか人権であるとかそれから守られている、守られていないということで、今御意見いただいています、いかがでしょうか。鈴木委員お願いします。
鈴木委員	私も問 3 の「特に大切だと思う子どもの権利」というところで、ト

	ップ3の「差別されないこと」「ごはんや着るものや寝るところがあって、安心して暮らせること」「将来の夢に向かって、やりたいことができること」というところですが、それと呼応するような問4の「あなたの身の回りで、守られていないこと」となったときに、「差別されないこと」「悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしないこと」「特になし」が30～40%となっています。それ以外が10%、24%が「自分の気持ちを自由に言ったり話したりできること」というところで、先ほど南委員の御意見もありましたが、子どもたちはテレビやインターネットを含め大人の言動をよく見えています。総合的に書いているとは思いますが、「身の回り」となると子どもたちの生活範囲は大人からすると限りがあるので、理想的にはあっていうところで、子どもたちは回答したのではないかと思います。人権や権利に関して何が大切かというのは、学校での学習も相まって、ある程度認識していると思いますのでこのように書いてもらったのだと思います。今はインターネットの時代ですので、子どもたちの周りもそうですけれども、子どもが実際の自分の生活で見聞きする人権侵害よりも、よりおもしろおかしくセンセーションに伝える人権侵害が身の回りには山ほどあります。人権侵害と思えるようなお笑いの内容もまかり通っていたりしています。一概に子どもの人権意識が育ってないというよりは、大人も含めた社会全体の問題で、人権が守られた社会に大人が出来ているのかという意味での、突き付けでもあると思います。まずはアンケートの子どもたちの意見の部分を大事にしてもらいたいですし、回答率が高く太文字になっている部分に関しては、作成する条例に入っているべきと思います。子どもの権利条約と同時に人権尊重も含めて、子ども達には勿論のこと大人へどのように啓発していくかということにも関わってくると思います。
上田部会長	子どもの権利を守るために、大人の理解を深めていく取組や内容が条例にも含まれていくといいかなと思います。
鈴木委員	子ども条例を作るにあたって、子ども条例だけのことを啓発するのではなく、子ども条例の基になっている人権ということ、大人がどこまで理解していて、大人が子どもの権利条約を分かっているのか、子どもたちはどのように人権や権利について勉強しているのか、この様に、一般の方はどれだけこういったことについて知っているのかが大切で、やはり大人への啓発活動も必要だと思います。例えば、人権フォーラムを全中学校区で行っていますが、これは子どもの権利条約

	にある発言権を具現化するものとして長く取り組まれてきており、子どもの主体的な発言をしっかりと保障する場となっています。保護者にもそのような子どもの権利に対して意識や知識があるのかということが条例を活かす上でとても重要になってきます。やはりこの条例を作るに際して、子どもの権利も含めた人権尊重という部分の、大人や一般への啓発は非常に必要だろうと思います。
上田部会長	子ども条例を作ると同時に、大人に対しても啓発活動を行うということですね。
西岡委員	アンケートの問 4 で、「あなた自身やあなたの周りで、守られていないことがあると思う子どもの権利を選んでください。」というところで、強調されているところは子ども条例で謳っていったほうがいいということでしょうか。
上田部会長	子どもたちが身近に感じていることなので。
西岡委員	ある程度ここに書かれている内容は、子ども条例に入れていくのかなと思います。せっかくアンケートで上がってきた子どもたちが感じていることなので、強みになると思います。
上田部会長	「差別されないこと」「悪口を言われたり仲間外れにされたりしないこと」「自分の気持ちを自由に言えたり話せたりできること」も 24.5%と、そのほかの選択肢の 10%台に比べても少し高いので、その辺りも反映していく必要があると思います。鈴木委員お願いします。
鈴木委員	子どもの意識も関係してくると思います。例えば「勉強できること」という項目に注目しますと 6 ページの小学校低学年の「あなたがたいせつだとおもうことをえらんでください」ということで「べんきょうできること」が 71.2%です。これが中高学年になると、8 ページ 64.4%まで下がり、9 ページ「守られていないことがある」では、「勉強できること」が 12.7%となっています。小学校へ入る前は「勉強できる」「勉強を頑張ろう」とモチベーションをもっているのに「勉強ができること」への重要度は高いのですが、中高学年になり勉強の実情を知るとモチベーションが下がるとともに「勉強ができること」の重要さの数値が下がり、「守られていないこと」の設問では、「勉強ができること」は 87.3%で守られているので、逆に勉強ができることが守られていないという数値は低いに繋がっていくと深読みもできます。やはり子どもの認識や状況によって数値は変わってきます。子どもの実際の気持ちを表したものだと思いますので、そういった部分も深く読んでいく必要があると思います。毎日学校へ通うことが出来ない国でも

	しこのアンケートを取ると、「勉強ができること」という項目はすごく高い回答割合になるかもしれませんが、幸い鈴鹿市は勉強ができる状況にあるということですので、「勉強ができること」は当たり前になってきている。この様に子どもの発達段階による変化や認識の変化、状況の変化など考慮した上で、アンケートの結果を選んでいく必要があると思います。
古市委員	全くの余談ですが、私は放課後子ども教室で 1 年生を預かっていて、先ほども言ったように、子どもは何でも話してくれます。嫌なことも、よかったこととか、うれしいことも全部洗いざらい話してくれますが、ただ見ていて集団で何かをするときに、どうしてもルールっていうものが守れないっていうことが最近多くなっています。大人の話の聞けない、学校の現場の授業の中ではどうかというのは、はっきりわかりませんが、その子どもたちに、これは駄目だということを言えるという、それが昔と比べると随分減っていると思います。大人にしても言葉の善悪をいろいろな人が子どもたちに「これは駄目」「これはいいね」という社会でした。ある時、私がかかなりきつく叱ったことがありました。子どもも涙を流して、これを学校でしたらまずいよなと思いながらもやっていましたら、やっぱり周りの大人の人は、それが私たち小さい頃にみんなやっていたことでした。そういう環境面が、やはり守られていないと、大人も実際、しっかりと子どもに伝えてないので教育全体・社会全体が変わっていかないと、こういうことは減っていかないと。鈴木委員がおっしゃったように、大人も意識をもたないと子どもに幾ら言っても難しいと思います。
上田部会長	地域の教育力や協力、支援を高めていく必要があるという御意見でした。田城委員お願いします。
田城委員	周りの大人が子どもに対して伝えるっていうようなことが、以前はもっとたくさんあったのかなと思います。今は人と人との関わりが減っているんで、御近所の付き合いとかも、減ってたりしますんでそこは、少なくなっているのかなと思います。その地域全体でやることとかっていうのもあると思うのですが、ある子どもと近所で出会って、何か思ったときにどうするかと言われてたら、知らん顔するとか、何か思ったことを話し掛けてっていうようなこととかいろいろあると思います。一人一人が、いろんな場面で出会った子どもにどう接するかっていうことが結構子どもたちが周りの大人をどう見ていくか

	の上では大事なのかなと思います。大人の啓発っていうか、子どもはどういう存在で、大人はどう考えていくか、その人はどう考えていくということと一緒に、勉強するといいいのかなと思います。それと、4年生以上のアンケートの中で「大切だと思う子どもの権利」ということで、子どもたちはとても身近なことを挙げていると思います。「差別されないこと」とか、「悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしないこと」を大事だと選んでいて、次の「守られてないことがあると思う子どもの権利」の設問では、「差別されないこと」とか、同じことですが、「悪口言われたり仲間はずれにされたりしないこと」と挙げています。そうされたくないって思いながらも、身の回り見てみると、そういう事例が、自分も含めて多いということを表しているのかなと思います。そのようなことをなくすにはどうしていくべきかを考える必要があると思いました。
鈴木委員	田城委員がおっしゃっていた問4のデータの見方がすごく大事で、回答割合の高い数字は太字になっていますが、大切に捉えないといけない部分だと思います。先ほども述べましたが、一面的にとらえるのは非常に難しく、「差別されないこと」「悪口を言われたり仲間はずれにされたりしないこと」の回答は、自分がのけものにされたり、のけものにされる不安があったとか、悪口を言われたり、言われているところを見たことがあるなど、実体験に基づく不安感もあると思います。これは子ども達がつくっている関係性の中で起きてくることで、例えば先ほどから意見に出ています「勉強できること」は、環境面のことで、大人は整えることができますが、子どもたち自身が主体的に作っていかないといけない子どもたちの関係性、自分も含めたコミュニケーションというのは、大人も、学習・教育・指導はできますが、それはある種、子どもたちが、失敗をしながら学んでいくところ、作っていくところでもあると思います。ですから、これをなくすと考えると、失敗することをなくすことは出来ないと思います。それがないと学べないですし、そういったことを考慮してこの数字をどのように捉えるかが大事です。例えば、その他にも大人が学ばないといけないというところは、「自分らしく成長する」は17.8%で、学年が上がるにつれて回答割合が少し伸びています。それから「のんびりしたり、遊んだりすること」「親や周りの大人から、痛いこと、怖いこと、いやなことをされないこと」の17.5%も、学年が上がるにつれて回答割合が少し伸びています。ということは、実社会の中でこれらの項目は、年齢が上がるにつれて阻害されてきたり、悪化してきたりしているこ

	とを表しており、その要因となる大人や社会に対する不安感や不信感があるということです。ですから、今度は大人への啓発に関わってきますので、ここをどのように読み取っていくかが凄く大切になってくると思います。
上田部会長	周囲の大人がどう考えて支えていくか、子どもたちが考えて自分たちで主体的に動けるような環境づくりや教育をどのように進めていくかという、整理も必要になってきます。
鈴木委員	補足しますと、太文字の部分「差別されないこと」「悪口を言われたり仲間はずれにしないこと」という部分は、今後この条例ができたときに、今までも取り組んできていますが、子どもたちが主体的に、自分はどうしていくのか、これから友達づくりや関係づくりをしていくのかという部分に、関係する学習ができるようなものになれば良いと思います。先ほど、大人が関連してくるようなところで、社会環境として整備しないといけないところについては、条例の中で、大人や社会がその役割として何をしないといけないかを投げかける部分についても、ある程度考えて項目を並べていく必要があると思います。
近藤委員	鈴木委員が言われた、「のんびりしたり、遊んだりすること」をつくっていくのは学童の中でもそうです。学校から帰ってきた子どもたちってのんびりしたい、それこそソファの上で転がりたい、もうほっといてと、高学年の子たちは私たちに言ってきます。家でどのんびりできるのではないかと聞くと、「お母さんが勉強、勉強というから」などという声もあるので、やっばりのんびりした環境を作っていくことっていうのも、大人がつくっていかないといけないなと鈴木委員の意見を聞いて思いました。子ども達が、出来ることではないので大人がどうしてあげたらいいのかを学童の子ども達を見ていて感じました。
古市委員	自分のことばかりですが、この前、子どもたちにアンケートを取りました。子どもの居場所づくりということで放課後の子どもたちを見ているんですが、その中でメニューは大人が考えます。今日はこれをやろうとか、それもすごく子どもたちが喜んでくれるし、それなりに成果もあります。子どものアンケートには、近藤委員が言われたみたいに、ゆっくりしたい、遊びたい、のんびりしたいということが非常に多いです。友達とサッカーをする、基地をつくりたいなど非常に子どもらしい発想がたくさんでできます。大人は何か見える成果を求めてしまいますが、子どもはそうではなくて、友達とただじゃれあって過ごす時間が非常に心穏やかに関わっていけるという子どものアンケート

	ト結果を見たときに、子どもの意見や考えをやはりもっと尊重しないといけないと思いました。以前、田城委員のところで映画を見せていただきました。「夢見る学校」でしたでしょうか。本当にカリキュラムのない学校で、何か1つを1年間通してやり遂げる中で、算数や社会や理科や、全部評価につなげでて自分で悩んで、自分で打ち当たって、自立といいますか、そうして育てていくということは今後の教育の原点のようなものを感じました。一方的に教えて詰め込むのではなく、子ども自らやりたい、これをするには、どこに問い合わせをしたらいいのか、子どもが一生懸命考え、生きる力をこれから子ども達には大切だと思います。
南委員	自分がのんびりしたいとか言える子たちは、それが尊重してあげられる場面もあると思います。あまりに尊重してばかりですと、多様性と言えば多様なのかもしれません、ルールなどがわかりにくくなったりすると思いました。自分の意見をあまり強く持たない子の底上げってどうやってするのかかわからなかったです。自分たちがどうしていったらいいのかなという手助けをする方が何となく、知識のない私でもイメージが付きやすいです。教育に携わっている方だと、こうしたらいいということをご存じなのかもしれないですが、意見を強く持たない、どちらでもいいよっていうのは、どちらでもいいっていう意見だねとなるのか、いやいや君も意見があるよね、一定のところまでは、拾ってあげるけどそこからこぼれていく子たちを、どうしてあげるのかって言うのが、わかりにくかったので、どなたか教えてください。
上田部会長	大人のことになってしまいますが、今大学の事業でも自分で意見を言える学生を育てることが重視されていて、一方的に教員が教えるだけではなく、ある程度の知識は必要ですが、少し情報であるとかデータを示したあと、学生たちがどう考えるかって考えて、じゃあどういうふうにしたら解決できるのかという場面はその大学だけではなくて学校教育の中ですごく増えてきています。しかし、なかなか意見が言えない子がたくさんいるのも現状ですが、少しずつでも自分の意見を自分で考えて動いていける子を育てるのも地道に繰り返しやっていくことだと思います。質問自体は相談できることでしたが、いろいろと回答していただいていることを見ていると、子どもたちはすごく話を聞いてほしいということを感じましたので、周りの大人が子どもの声を聞き一緒に考える、つい忙しかったりすると、こうしたほうが

	楽だよと言ってしまいがちですが、そうではなく子どもが考えて動けるように聞くということが大切なのかと思います。
南委員	ということは、先ほどの鈴木委員の話ではないですが、大人への啓発活動が大事になってくるので、子どもの権利を守るっていうところに、大人に対してどうしていくのかっていうところも、やっぱり謳うっていうことでしょうか。
鈴木委員	南委員の御意見の通りだと思います。例えば、問4の選択肢「自分らしく成長すること」は17.8%と少し選択率が高いです。自分としてはこうしたいのにと思っているけど、それを否定されたりそれはできないよって言われることが、きっと身の回りにあるのかなと思います。それは、南委員がおっしゃったように主張するところまではいかないけれども、自分はしたくないけれどもしないといけないという場面がきっと生活の中に沢山あるのだと思います。それは学校教育であるかもしれませんし、家庭生活であるかもしれませんし、社会生活の中であるかもしれません。その子の周りの何かはわかりませんが、こういうことがあると、その子が自分の確信だと思っていること、本当の自分とは違うことを今強いられている状況だということに、どれだけこちら側が気づいてあげられるかだと思います。逆に、今部会長がおっしゃっていたように、今度は子どもたちがそれを学習していく中で、或いは子ども権利条例の中で主張していかないといけないと思います。例えば、学校でもよく言いますが、低学年と高学年と一緒に学習させると、高学年の子は結構主張する子だったので、その子もだんだん真似して主張する仕方が上手になってくる、そのように学んでいけばいいと思います。この条例ができることが、子どもたちの学びに僕は繋がると思っていて、次はこの条例を大人がどのように捉えていくか、自分には関係がないとかそのような軽い扱いではなく、これは大人自身、あなたが問われているとわかるような啓発の取り組みをしないといけないと思います。もう一度、大人が人権を考える必要があると思います。子どもの権利条約は、もともと子どもには法的な権利がないというところから始まり、そうではなくて権利はあると、法律で守られていない状態ですが、権利はあるということを想定しましょうというところから始まっていますので、大人がどれだけ、理解するかが大前提だと思います。
中村委員	アンケートを取ったのが小学校1年生からなので、乳幼児期から自分の権利が本当はあって、大人が好き勝手してはいけないっていうと

	ころの意識が、大人の側に足りないと感じます。大人側の意識が0歳児の子どもであっても権利は奪われてはいけなと、きちんと分かるような啓発の仕方、主張が出来ない子どもたちなので、乳幼児期の子供達は大人のようになかなか表には表せず学んでいくということも限りがあるので、自分たちではできないところの子どもたちも権利が保障されるような大人側の意識が分かるといいなと思います。
上田部会長	私も聞きながら、自分も教員を目指す学生たちを教えているのですが、鈴鹿の子ども条例などができたら、それを基に、自分たちが将来、親になる、ならないという選択もあるかと思ひますし、いろんなことあるかと思ひますが、子どもたちの条例について、教育者になっていく子たちに関しても、そのあたりもしっかりと伝えていかなきゃいけないと感じました。
近藤委員	親御さんたちのためには、啓発というよりは、親御さんたちも守られているというように必要なのでないかなと思ひます。2月4日に市議会の方がワークショップをされて、その中でお母さんたちの話を聞いていると、ここで言わなくてもいいのではないかなと思ふこと、給食のことや保育のことを話しているお母さんもありましたが、これはここで言わなくてもほかで言えることだと思ふようなことが実は言えてないんだと気づき、私はすごいびっくりしてしまいました。やっぱり親御さんって、子どもを預かってもらっている側だから、保育園とか幼稚園とか小学校、なかなか言い出せないのかなっていうのをすごく感じました。ですから、親御さんもやっぱり守られているよ、色んな事を言ってもいいんだよっていうところがやっぱり、その子供たちにもだんだんだんだん繋がっていくのかなっていうのをすごく思ひました。
上田部会長	支援の部署とも連携しながらという御意見でした。スケジュールを見させていただきますと、6月から8月に向けての骨子案であるとか、議会等への御説明であるとか、パブリックコメントの実施などに向けての作業にこれからあたっていただくということです。このあたり、次回の会議については今のところ未定であるという御説明いただひていますが、今日の意見については、また部会等でお示しいただければと思ひます。ほか委員の皆様から、ぜひこれだけは必要なんじゃないかなど、御意見ございましたら願ひします。
中村委員	会長の方からもありましたが、このスケジュールの詳細と、私たち

	委員やこの部会がどういうふうに関わっていくのかっていうのがちょっと、私の中では全然わからなくて、もう少し詳しいスケジュール感と、どういうふうに関わっていくのかを示していただけるとありがたいと思います。
上田部会長	この部会で出た意見のすべてではないかもしれないんですが、反映していただくというような形を事務局でもお考えいただいてるかと思いますが。今後のスケジュールとしては、現時点では未定ということでしょうか。
事務局 (子ども政策課長)	大まかな感じにはなりますが、本日も委員の皆さんから御意見いただきました。冒頭にも説明させていただきましたが、高校生向けのアンケートと、一般の方向けのアンケート、それから子育て支援をされている団体様への意見の聞き取りについても今後行わせていただきます。その結果については、また委員の皆さんにお伝えする機会を設けたいと考えております。それとこれまで議論いただきました条例の内容について、過不足がないかの確認をしていただくところまで、お付き合いいただけたらと考えております。
上田部会長	ありがとうございました。事務局においては、これから作成を進める条例骨子案について、本日の部会で出た意見をもとに検討していただきますようお願いいたします。部会でのお話し合いとしましては、これで終了とさせていただきたいと思いますが、その他何か委員の皆様から、御意見とかよろしいでしょうか。では、事務局の方にお戻しさせていただきます。
事務局 (総務 GL)	本日はたくさんの御意見を委員の皆様からいただき、誠にありがとうございました。大変重要な、核心に迫るような御意見をたくさんいただきましたので、本日の意見を踏まえまして、条例骨子案の作成を進めていきたいと考えております。また、次回の検討部会についてですが、今後の条例骨子案作成の進捗状況に応じて開催をお願いしたいと考えております。その時期等につきましては、現時点では未定とさせていただきます、部会長と相談し、あらためて連絡差し上げたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。
事務局 (子ども政策課長)	上田部会長、ありがとうございました。委員の皆様、活発な御議論をありがとうございました。これを持ちまして、第4回子ども条例検討部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。